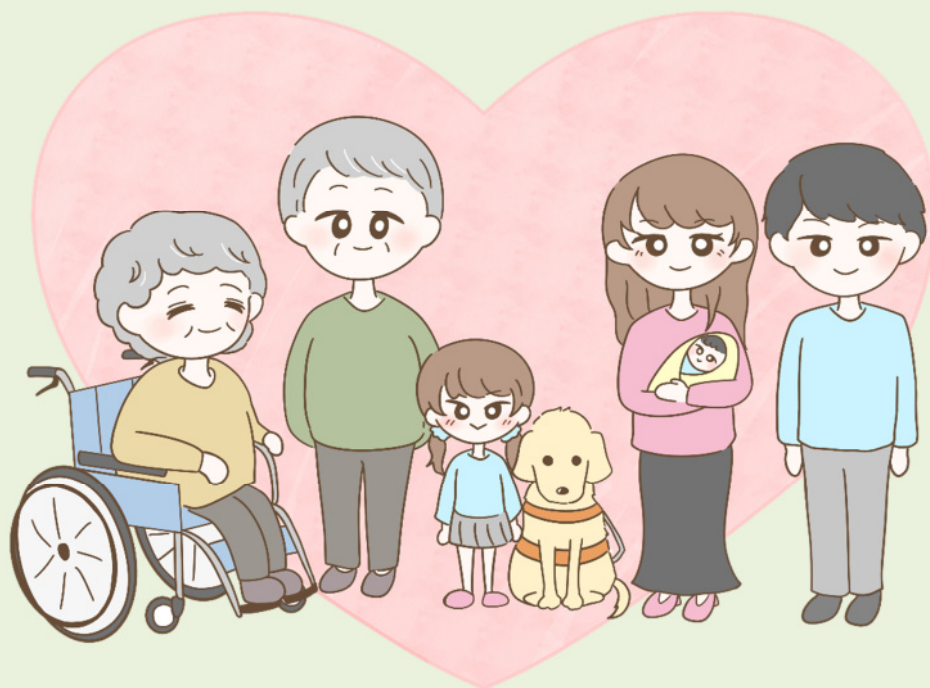


# 第4次淡路市障がい者基本計画

## 第7期淡路市障がい福祉計画

### 第3期淡路市障がい児福祉計画

～概要版～



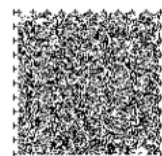
※計画の詳細については、市ホームページで本編をご参照ください。



あわじ（淡路）



し（市）





## 第4次淡路市障がい者基本計画の基本理念と計画の方向



第4次淡路市障がい者基本計画における基本理念と計画の方向は、前期計画を踏襲して、以下の通りとします。

### 【基本理念】

#### 助け合い支え合い

#### 暮らしを共感することができるまちの実現を目指して

本市においては、全ての市民が基本的人権を享有するかけがえのない人として尊重され、住み慣れた地域で誰もが役割を持ち活躍できる場があること、そして世代や分野にかかわらず、誰もが地域の一員として「支え手」「受け手」という関係性を超え、地域の資源を活かし健康で文化的な生活ができる循環型の地域共生社会の実現を目指します。

また、障害者差別解消法が求める、社会的障壁の除去に向け、全ての人が合理的配慮を実践し、障がい者自らの選択・決定が最大限尊重される社会を実現するために、必要な意思疎通、意思決定支援の推進に取り組みます。



### 計画の方向

#### 1. 自立と社会参加への支援

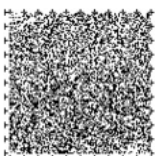
全ての人が、互いを尊重し合い、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう総合的な支援を推進します。

#### 2. 主体性・選択性の尊重

障がい者自ら選択・決定した意思を最大限に尊重される地域社会を実現するために、必要に応じた適切な意思決定支援を推進します。

#### 3. 地域での支え合い

全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会をはぐくむ、地域力の向上を推進します。





## 第4次淡路市障がい者基本計画の重点目標



本市では、国の示す基本指針による成果指標のうち、以下に掲げるものを重点的に取り組むべき施策とします。

### 1. 地域生活支援拠点の支援体制機能の充実

多機能拠点型に加え、面的整備型の体制整備を進め、地域全体で障がい者支援を実施できるような体制構築を図る

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健福祉法改正等を含めた体制整備を進め、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる、ケアシステムの構築を図る

### 3. 淡路市児童発達支援センター相談等支援体制の充実

児童発達支援センターを地域の中核的な施設と位置づけ、関係機関との連携や障がい児等に対する総合的、専門的な相談等支援体制の充実を図る



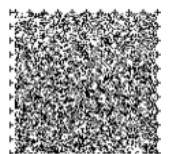
## 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標



国は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正を行いました。

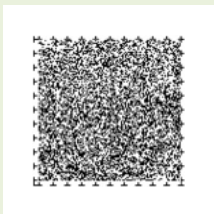
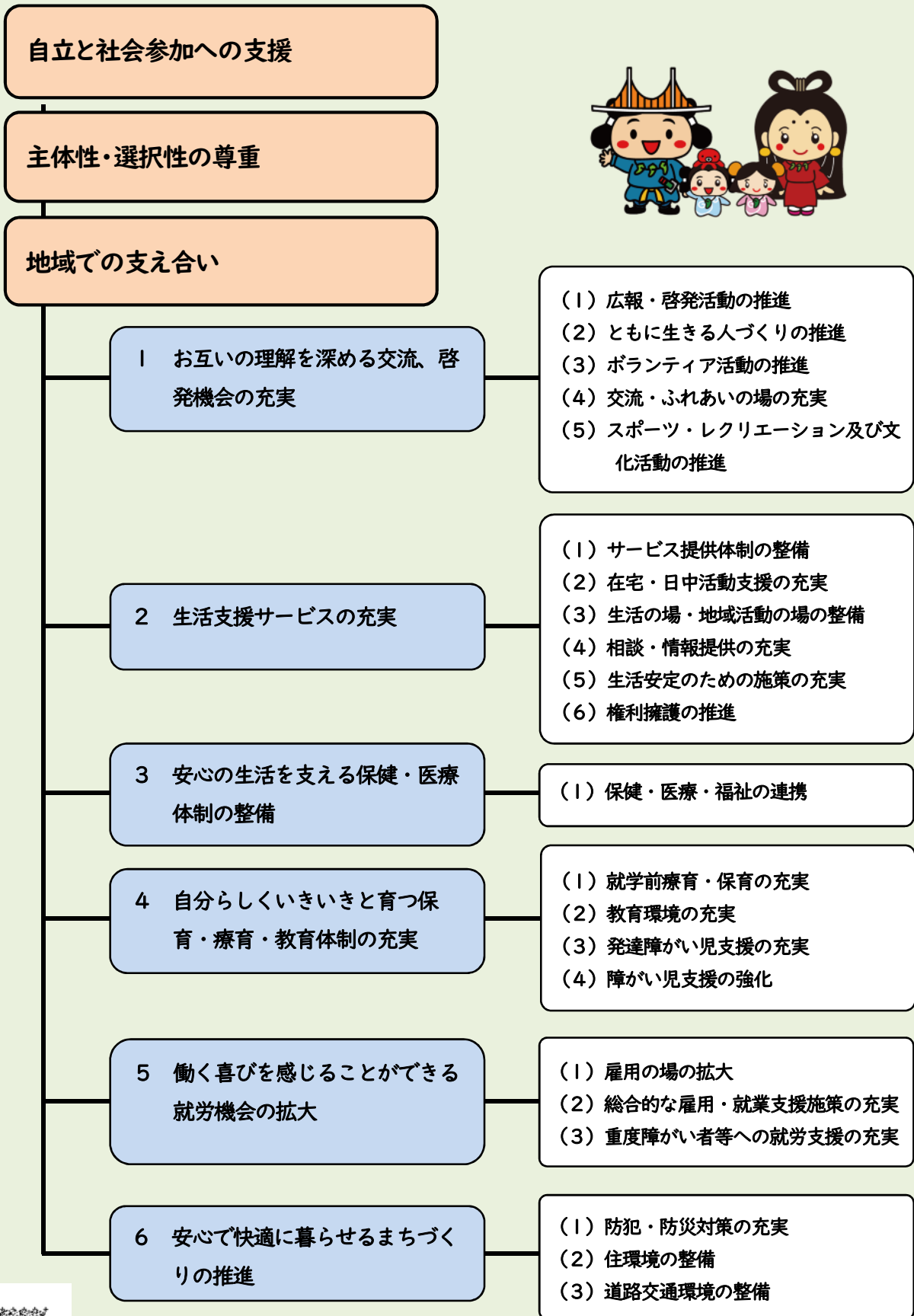
直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を作成するにあたり、即すべき事項を定めるための基本指針を以下のように定めています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築





# 第4次淡路市障がい者基本計画の施策の体系





# 計画の事業体系



## 1. 障害福祉サービス等

- (1) 訪問系サービス
  - ・ 居宅介護 (ホームヘルプ)
  - ・ 重度訪問介護
  - ・ 行動援護
  - ・ 同行援護
  - ・ 重度障害者等包括支援
- (2) 日中活動系サービス
  - ・ 短期入所 (ショートステイ)
  - ・ 生活介護
  - ・ 就労移行支援
  - ・ 就労定着支援
  - ・ 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)
  - ・ 就労継続支援 (A型、B型)
  - ・ 療養介護
- (3) 居住系サービス
  - ・ 共同生活援助 (グループホーム)
  - ・ 施設入所支援
  - ・ 自立生活援助
- (4) 相談支援
  - ・ 計画相談支援
  - ・ 地域移行支援
  - ・ 地域定着支援

## 2. 障害児通所支援等

### 障害児通所支援等

- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 障害児相談支援

## 3. 地域生活支援事業

### 【必須事業】

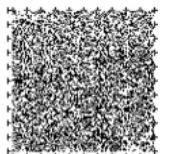
- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

### 【任意事業】

- (1) 日中一時支援事業
- (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (3) 生活訓練等事業
- (4) 視覚障害者歩行訓練事業
- (5) 訪問入浴サービス事業
- (6) 重度障害者等への就労支援の充実

## 4. 市単独事業

- (1) 市における保育・療育・教育体制の充実
- (2) 自立した日常生活・社会生活への支援







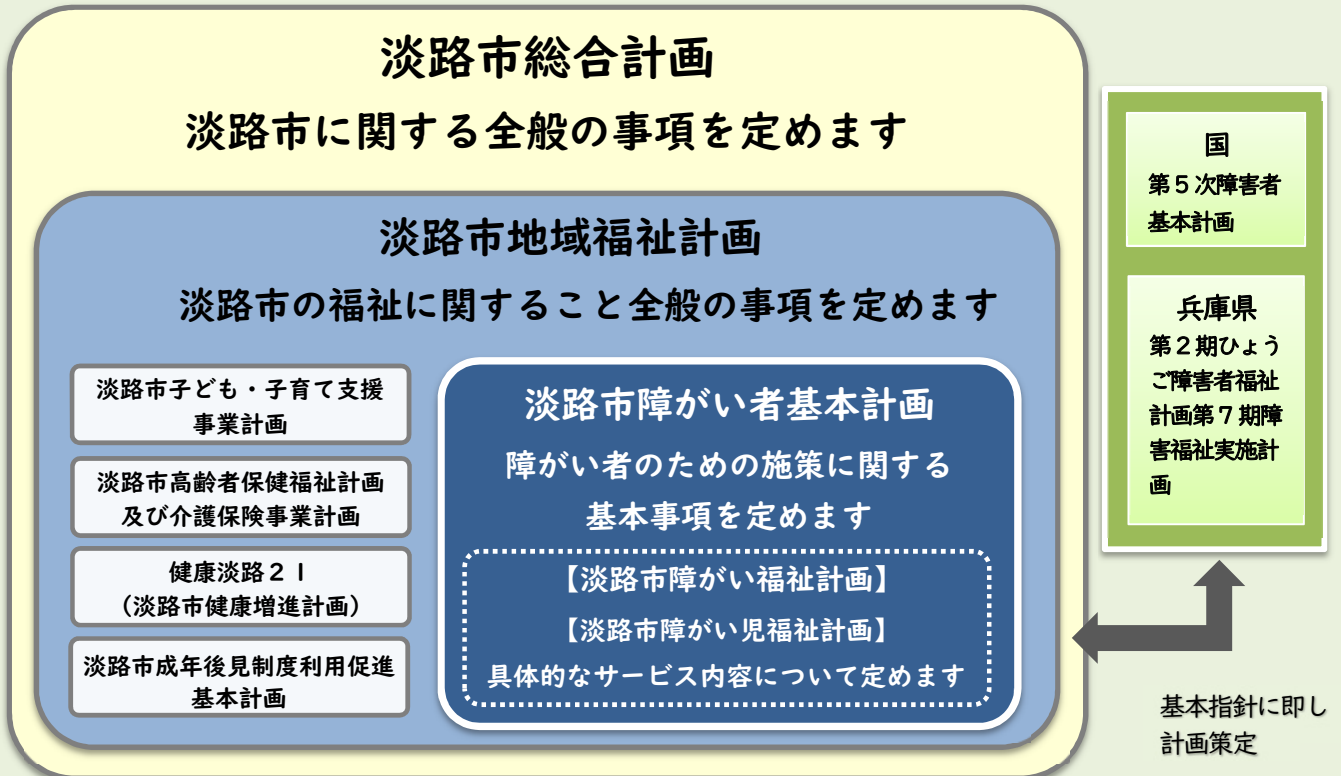
## 計画の位置づけ

「第4次淡路市障がい者基本計画」は「障害者基本法」に基づき、障がい者施策を推進するための基本理念や目標を定めた、本市の障がい者施策の指針となるものです。

「第7期淡路市障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」、「第3期淡路市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」に基づき、国の基本指針に即して各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保のための方策等を定める実施計画となります。

本市において障がい者及び障がい児が、可能な限り地域において日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図り、サービスの質の確保・向上を図ることを目指します。

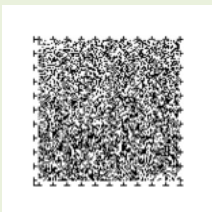
### ■本市の各計画の関連



## 計画の期間

「第4次淡路市障がい者基本計画」については、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とし、社会状況の変化等に対応するため必要に応じて中間年（令和8年度）に見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>第4次淡路市障がい者基本計画</b>					
計画の一体化		⇕	計画の見直し		⇕
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画		



# 🍀 計画の推進体制 🍀

## 1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域の組織、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

## 2. 市内の包括的支援体制

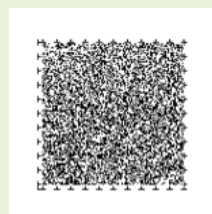
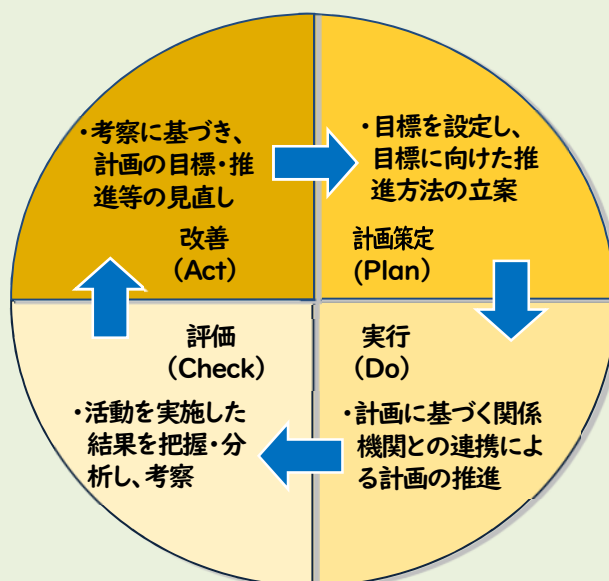
本計画の推進にあたっては、福祉のほかにも、教育、保育、保健・医療、就労等の各分野における全庁的な取り組みが必要であり、市内各課の連携を強化し、包括的な支援体制のもと計画の推進に取り組みます。

## 3. 兵庫県及び淡路圏域での連携による計画の推進

障がい福祉施策の基盤整備においては、近隣自治体(淡路圏域)と協同で進めることがふさわしい施策については連携し、計画を推進していきます。

## 4. 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、淡路市障害福祉計画等策定委員会において計画の進捗管理を行い、達成状況の点検及び評価を行います。また、次期計画に向けて評価の反映を行なうための協議を実施します。





# 淡路市の相談支援体制



◆淡路市基幹相談支援センター  
電話 0799-64-2510

障がいのある方やその家族等からの相談を受けています。また、相談支援事業所等の後方支援を実施。

一人で抱え込まず、基幹相談支援センターへ相談してください。



◆淡路市児童発達支援センター 電話 0799-64-7571



## ◎淡路市児童発達支援センター相談等支援事業

淡路市では、障がいのある児童や発達が気になる児童とその保護者が、どのような困りごとにも気兼ねなく相談できる窓口として、淡路市児童発達支援センター「ひだまり」へ相談等支援事業を委託しています。

専門の相談員が対応します。

公認心理師

(こころの相談、こころの健康に関する専門家)

言語聴覚士

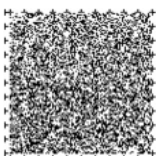
(コミュニケーション、ことば、食事に関する専門家)

作業療法士

(感覚や運動、日常生活動作に関する専門家)

ひとりで悩まず、まずは  
相談をしてみませんか。

“こころ” “ことば” “からだ” など、  
発達に関する専門家に気兼ねなく相談できます。



発行年月：令和6年3月

発行：淡路市 健康福祉部 地域福祉課 〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL：0799-64-2510 IPTEL：050-7105-5010 FAX：0799-64-2564